

諮問第190号の答申
作物統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第190号による作物統計調査の変更（令和7年産以降の調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

（1）承認の適否

令和6年12月11日付け6統計第786号-1により農林水産大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「作物統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「（2）理由等」で指摘した事項については、計画の修正等が必要である。

（2）理由等

ア 行政記録情報等の活用による調査の効率化

（ア）水稻の作付面積に係る調査の効率化

- a 本申請では、水稻の作付面積について、行政記録情報等の活用により、従前と同様の公表を維持しつつ、地方農政局等^{（注1）}の職員及び統計調査員が行っていた実測調査^{（注2）}による情報の収集（全国で約10,000単位区）を取りやめる計画である。

（注1）「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。

（注2）水稻の作付面積に係る実測調査は、現在、地方農政局等の職員又は統計調査員が現地に出向いて、目視により作付の状況確認を行うなどの方法で行われている。

- b この変更の背景としては、地方農政局等において相当程度統計業務に携わっている職員の減少により、現行の調査方法の維持が将来的に困難になるという状況がある一方で、水稻の作付面積について、農林水産省の政策部局が「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」（平成26年4月1日付け25生産第3578号。以下「要領」という。）に基づき、地域別の米の作付状況等を把握し、毎年公表しており、本調査の作付面積の集計・公表に当たっては、従前から、この要領に基づく行政記録情報等との比較検証を行ってきた経緯がある。

- c 今回予定されている変更については、

- ① 行政記録情報等の活用により、本調査に係る事務負担の軽減を図るものであること
- ② 全国の作付面積に係る本調査の集計結果と要領に基づく行政記録情報等との整合率（行政記録情報等／本調査結果）について、直近の5年間において、98%台が維持されているとともに、行政記録情報等において把握されていない理由（整合率が100%に満たない部分）についてもおおむね特定できていることから、変更後においても、必要な補完作業が適切に行われると見込まれること
- ③ 従前と同様の内容の公表が継続されること

からおおむね適当である。

- d ただし、今後、行政記録情報等の内容に変更が生じた場合にも、水稻の作付面積についての公表が継続できるよう、その対応方策を検討する必要があることから、後記2の「今後の課題」に掲げることとしたい。

(イ) さとうきびに係る調査の効率化

- a さとうきびの作付面積調査及び収穫量調査は、現在、鹿児島県及び沖縄県の製糖会社又は製糖工場などを対象に実施しているが、本申請では、鹿児島県のうち、屋久島以外の島しょ部については、行政記録情報等（鹿児島県庁が、継続的に把握・公表している情報）を活用することにより、**図表1**のとおり、本調査の報告者数を縮減した上で、従前と同様の公表を維持する計画である。

図表1 本調査のさとうきびに係る報告者数

	現行	変更後
鹿児島県	<u>63</u>	<u>4</u>
沖縄県	23	23
計	<u>86</u>	<u>27</u>

- b 今回予定されている変更については、
- ① 行政記録情報等の活用により、本調査に係る報告負担及び事務負担の軽減を図るものであること
 - ② 屋久島を除く鹿児島県の島しょ部に係る本調査の集計結果と行政記録情報等との整合率（行政記録情報等／本調査結果）について、直近の3年間において、作付面積では97%程度、収穫量ではほぼ100%が維持されているとともに、行政記録情報等において把握されていない理由（整合率が100%に満たない部分）についてもおおむね特定できていることから、変更後においても、必要な補完作業が適切に行われると見込まれること
 - ③ 従前と同様の内容の公表が継続されることから、適当である。

イ 水稻以外の作物に係る調査の変更

(ア) 作付面積調査を農林業経営体に対して実施することに伴う変更

< A. 作付面積調査の調査対象の変更 >

- a 水稻以外の作物については、現在、「作付面積調査」と「収穫量調査」が行われているが、収穫量調査については、農業協同組合などの関係団体等（以下「団体」という。）と個々の農林業経営体（以下「経営体」という。）の両方に対して調査が行われているのに対して、作付面積調査については、団体に対してのみ行われている（**図表2**を参照）。これは、以前においては、多くの作物で、経営体からの出荷が団体を経由することが一般的であったこと等により、団体が地域の作付状況をおおむね把握しており、団体に対して調査を行うことで作付面積を効率的に把握できたことに由来する。

図表 2 水稻以外の作物に係る調査の概要（現行）

調査区分（注3）	調査対象	主な調査事項
作付面積調査	・団体（全数調査）	・作付面積
収 穫 量 調 査	・団体（全数調査） ・経営体（標本調査）	・作付面積 ・収穫量 ※ 経営体からも作付面積の情報は入手しているが、現行では、収穫量を算出する計算の過程のみで利用されており、作付面積の集計には利用されていない。

（注3）団体に対する調査のうち、大豆・果樹及び茶以外の作物については、当該作物の収穫期に、「作付面積調査」と「収穫量調査」を、一つの調査票により一体的に実施している（大豆・果樹及び茶については、両調査を、異なる時期に異なる調査票により実施している。ただし、今回の変更により、大豆及び果樹については、一つの調査票による一体的な実施に変更される予定である。後記（エ）を参照）。

b しかし、その後、団体を経由しない出荷が増えるとともに、農業協同組合の合併等による広域化などにより、団体から得られる回答だけでは集計に要するデータが不足する状況が常態化している。このため、近年では、本来、調査結果の集計過程における補完作業としての位置づけであった「巡回・見積り」や「情報収集」（以下「巡回等」という。）

（注4）を相当な規模（令和5年産に係る調査においては約19万地点）で行わざるを得ない状況が続いており、専門知識を有する地方農政局等の職員や統計調査員に限られる中、調査を行う上での大きな負担となっている。

このような状況を踏まえ、本申請では、本調査を今後も安定的に継続していくための方策として、作付面積調査の調査対象に経営体を加え、経営体から得られる面積情報を作付面積の集計にも活用することを計画している（図表3を参照）。

（注4）本調査における「巡回・見積り」とは、現地に出向き、目的とする作物の作付状況の目視による確認などを内容とする。「情報収集」とは、当該地域の経営体への聞き取りや、地方公共団体が有する行政記録情報等の閲覧などを内容とする。

図表 3 水稻以外の作物に係る調査の概要（変更後）

調査区分（注5）	調査対象	主な調査事項
作付面積調査 ・ 収穫量調査	・団体（全数調査） ・経営体（標本調査）	・作付面積 ・収穫量 ※ 経営体から得られる作付面積の情報を、これまで同様、収穫量の集計に利用しつつ、作付面積の集計にも利用する。それを可能にするため、経営体の標本設計についても併せて変更する（後記Bを参照）。

（注5）団体に対する調査のうち、茶以外の作物については、当該作物の収穫期に、「作付面積調査」と「収穫量調査」を、一つの調査票により一体的に実施する（茶についてはのみ、両調査を、異なる時期に異なる調査票により実施することを継続する。）。

経営体に対する調査については、作付面積調査の追加により、茶以外の作物については、当該作物の収穫期に、両調査を一つの調査票により一体的に実施する（茶については、収穫量調査について、今後も引き続き荒茶工場のみを対象にすることから、作付面積調査の調査票のみが新規に追加される。）。

これらに伴う調査票の再編については、後記Cを参照。

c 今回予定されている変更については、

- ① 団体への調査だけでは、作付面積に関する情報が不足するという状況に対応するものであること
- ② 経営体から得られる作付面積の情報の活用を多元化することにより、現在相当な規模で行われている巡回等の補完作業を大幅に縮小することが期待できることから、適当である。

＜B. 経営体に係る標本設計の変更＞

- a 前記A記載のとおり、作付面積調査の調査対象に経営体を加え、経営体から得られる面積情報を作付面積の集計にも利用できるようにするため、本申請では、経営体の標本設計を見直すことを計画している。

具体的には、現在の標本設計は、収穫量を集計する過程において、平均的な収穫状況を計算することのみが念頭にあり、作付面積を集計することを予定していないことから、経営体の規模に着目したものにはなっていない。そこで、今回の変更により、**図表4**のとおり、経営体を、経営規模により大中小の階層に区分した上で、大規模階層の経営体については全数調査、中規模及び小規模階層の経営体については標本調査とすることを計画している。

また、この標本設計の見直しにより、報告者数は、収穫量調査のみが対象になっている現状よりもおおむね小さくなることが想定されている。

なお、団体から得られる情報と経営体から得られる情報との間において、同じ内容が重複して把握され、集計に反映されることがないようにするため、経営体を選定する際の母集団情報は、団体のみに出荷している経営体を除いて作成される。これは、収穫量調査のみを調査対象にしている現行と同様である。

図表4 経営体の標本設計の変更の概要

現行	変更案
＜収穫量調査＞ ・報告者数：約 60,000 経営体 ^(注6) ・規模階層：区分なし	＜作付面積調査・収穫量調査＞ ・報告者数：約 51,000 経営体 ^(注6) ・規模階層：大規模階層（全数調査 ^(注7) ） 中規模階層 （母集団の 1 / 5 を標本する） 小規模階層 （全国調査年のみ実施）

（注6）周期的に行う全国調査と、全国調査以外の年に行う主産県調査との間において、報告者数が異なることから、その平均により、おおむねの報告者数を示している。

（注7）農林業センサスの結果から、団体以外に出荷した経営体を抽出した名簿において、作物ごと、都道府県ごとに作付面積が大きいものからおおむね10経営体（調査全体で約16,000経営体（延べ数））。

- b 今回予定されている変更については、①経営体の規模に着目しない無作為抽出である現行の方法に比べ、より実態を反映した集計が期待できるものであるとともに、②集計結果に影響を及ぼす大規模な経営体を全数調査として確実に把握する一方で、中規模及び小規模の階層の経営体について標本調査としつつ、小規模階層については全国調査の実施年（後記（ウ）による変更後は5年周期）のみ行うとしており、報告負担及び事務負担の軽減にも配慮したものとなっており、現段階においては、おおむね適当である。

- c ただし、この見直しによる結果精度については、調査の実施後において検証が必要であるとともに、仮に、変更前後の調査結果の時系列比較において留意すべき事項が生じた際には、利用者への情報提供を丁寧に行う必要があることを指摘する。

については、経営体に係る標本設計の将来的な見直しの可能性について、後記2の「今後の課題」に掲げることとしたい。

また、申請された調査計画では、経営体の標本設計の部分において、「中規模階層及び小規模階層の経営体については、標本の大きさの2分の1を継続標本とする」旨が記載されている。しかし、調査計画の内容を詳細に確認した結果、全国調査を毎年行う作物に

については記載のとおりであるが、それ以外の作物にあつては、主産県の中規模階層の経営体のうち、2分の1の経営体を継続標本とする一方で、主産県の小規模階層及び非主産県の経営体については、全国調査の都度（後記（ウ）による変更後は5年おきに）、選定をし直すことになるため、**図表5**のとおり、調査計画の記載を修正する必要があることを指摘する。

図表5 調査計画（別添3）の修正案

統計委員会修正意見	申請された変更案
（4）標本の抽出 （略） また、<u>毎年全国調査を行う作物にあつては、中規模階層及び小規模階層の農林業経営体のうち、2分の1の農林業経営体を継続標本とする。毎年全国調査を行わない作物にあつては、主産県の中規模階層の農林業経営体のうち、2分の1の農林業経営体を継続標本とする一方で、主産県の小規模階層及び非主産県の農林業経営体については、全国調査の都度（5年おきに）^{（注）}、選定をし直す。ただし、母集団の大きさ及び階層別の分散状況により、標本の変更を行わない場合がある。</u> <u>（注）主産県の小規模階層と非主産県の農林業経営体については、全国調査のときのみ調査を行う。</u>	（4）標本の抽出 （略） また、<u>中・小規模階層については、標本の大きさの2分の1を継続標本とするが、母集団の大きさ及び階層別の分散状況により、標本の変更を行わない場合がある。</u>

＜C. 調査票の構成を再編するとともに、一部の調査票について調査事項を追加＞

- a 前記A記載のとおり、作付面積調査の調査対象に経営体を追加することに伴い、本申請では、本調査で用いる調査票について、現在用いられている23種類の調査票について、**図表6**のとおり、令和7年産調査及び8年産調査の二段階の変更^{（注8）}を経て25種類に再編することを計画している（詳細は別添参照）。

これに伴い、一部の調査票については調査事項も追加される計画であるが、これまで用いられてきた経営体に対する収穫量調査の調査票において、作付面積が既に調査事項として設けられているものも少なくない。そのため、今回予定されている調査票の見直しでは、別添のとおり、多くの調査票において様式番号や表題の変更が生じるものの、調査票の新設又は面積に係る調査事項の追加は、**図表7**に掲げる範囲に限られる。

（注8）二段階の変更とするのは、後記（ウ）記載のとおり、5年周期の全国調査の開始年について、令和7年産から行う作物と令和8年産から行う作物の2グループとすることに伴うものである。

図表 6 調査票の再編の概要

	現行	令和 7 年産	令和 8 年産
調査票の様式数	23	23	25
主な変更内容	—	◆経営体用の調査票について、作付面積調査と収穫量調査の併用にする。 《畑作物、野菜、花き》 （なお、これまでの収穫量調査においても、作付面積と収穫量の両方について回答を求めていることから、基本的に面積に係る調査事項について変更はない。） ◆大豆及び果樹の調査票（団体用）について、作付面積調査票と収穫量調査票を統合 ◆果樹の調査票（団体用）について、「みかん・その他かんきつ類用」の調査票と、それ以外の調査票に分割 ◆上記変更等に伴う様式番号の変更 （注）畑作物（陸稲、かんしょ）、飼料作物及び果樹の調査票（経営体用）については、令和 8 年産から経営体の作付面積調査を開始するため、7 年産は従来の調査票様式で対応	◆経営体用の調査票について、作付面積調査と収穫量調査の併用にする。 《畑作物（陸稲、かんしょ）、飼料作物、果樹》 （なお、これまでの収穫量調査においても、作付面積と収穫量の両方について回答を求めている場合が多いことから、基本的に面積に係る調査事項の変更はない。ただし、果樹については、これまで結果樹面積（実際に収穫した面積）の回答を求めているため、栽培面積（作付面積に相当）の調査事項を追加する。） ◆果樹の調査票（経営体用）について、「みかん・その他かんきつ類用」の調査票と、それ以外の調査票に分割 ◆茶について、経営体に対する作付面積調査票を新設 ◆上記変更等に伴う様式番号の変更

図表 7 面積に係る調査事項の変更（経営体用の調査票）

調査票	変更事項	変更理由
作付面積調査 調査票（経営体用）茶用 ＜様式第 3 号＞（注 9）	調査票の新設	茶については、これまで ・作付面積調査は、関係団体 ・収穫量調査は、荒茶工場 を対象に実施 収穫量調査については、今後も荒茶工場のみを調査対象として行うが、作付面積調査については、新たに経営体を調査対象とするため、作付面積のみの調査票を新設
畑作物作付面積調査・収穫量調査 調査票（経営体用） ＜様式第 16 号＞	作付面積の内数として「うち田」を追加	これまでも団体用の調査票では、田畑別の内訳を設け、それをういた作付面積の集計を行っている。今般、経営体の面積情報を集計に活用するに当たり、団体用と同様に内訳区分が必要であるため追加するもの
飼料作物作付面積調査・収穫量調査 調査票（経営体用） ＜様式第 17 号＞		
果樹作付面積調査・収穫量調査 調査票（経営体用） ＜様式第 19 号、第 20 号＞	栽培面積の追加	これまでの果樹の収穫量調査では、10 アール当たりの収穫状況を正確に計算するため、実際に収穫された面積（「結果樹面積」。作付面積から収穫のなかった面積を除いたもの）を調査事項としている。 しかし、今回の変更で、作付面積調査の集計を行うため、「栽培面積」（作付面積に相当）を追加

（注 9）調査票の様式番号は、令和 8 年産に係る調査で用いる様式番号で記載

- b 今回予定されている変更については、経営体を作付面積調査の調査対象に加えることに伴う再編であり、調査票の新設及び調査事項の追加も必要最小限のものであることから適当である。

(イ) 調査系統及び調査方法の変更

- a 水稻以外の作物に係る作付面積調査及び収穫量調査は、現在、団体及び経営体に対する調査のいずれについても、地方農政局等を経由する郵送又はオンライン調査で実施されている。

本申請では、**図表 8** のとおり、

- i) 団体並びに中規模階層及び小規模階層の経営体に対しては、郵送、オンライン調査を維持しつつ、調査事務を民間事業者に委託
 - ii) 大規模階層の経営体に対しては、地方農政局等の職員又は統計調査員による調査を導入
- する計画である。

図表 8 調査系統及び調査方法の変更

調査区分	現行	変更案
作付面積調査	<団体> <u>地方農政局</u> による郵送、オンライン調査 (e-Survey、メール)	<団体、経営体 (中小規模階層)> <u>民間委託</u> による郵送、オンライン調査 (e-Survey)
収穫量調査	<団体、経営体> <u>地方農政局</u> による郵送、オンライン調査 (e-Survey、メール)	<経営体 (大規模階層)> <u>地方農政局等の職員又は統計調査員による調査</u> (回収は、郵送・オンライン (e-Survey、メール) も可)

- b 今回予定されている変更については、
- ① 地方農政局等において相当程度統計業務に従事する職員の減少により、従前の調査系統の維持が困難である中、今後も調査を継続するための対応であること
 - ② 地方農政局等、統計調査員及び民間事業者の役割分担及び業務範囲が明確に区分されており、円滑な調査実施を継続する上での適切な対応が予定されていること
 - ③ 大規模階層の経営体に対して職員又は調査員調査を実施することについては、前記 (ア) <A> c ②記載のとおり、巡回等の縮減により、職員又は統計調査員が対応できる余裕が生じると見込まれる中、確実な回収を確保するための方策である一方、郵送又はオンラインによる回収も許容することで、報告負担及び事務負担の軽減にも配慮していること
- から、適当である。

(ウ) 全国調査の実施周期の変更

- a 水稻以外の作物に係る作付面積調査及び収穫量調査については、現在、一部の作物^(注10)を除き、作物ごとに、3年又は6年ごとに全国調査^(注11)を行っているが、本申請では、**図表 9** のとおり、全国調査の周期を5年に統一することを計画している。

また、変更後における全国調査 (5年周期) の開始年について、令和7年産とする作物と令和8年産とする作物の2グループとすることを計画している。

(注 10) 麦類、大豆、そば、なたねについては、毎年、全国調査を実施
 てんさいについては、毎年、北海道の区域について調査を実施
 さとうきびについては、毎年、鹿児島及び沖縄の区域について調査を実施

(注 11) 全国調査年以外の年は主産県調査として実施している。したがって、主産県については、毎年調査が実施されている。主産県調査とは、調査対象品目ごとの全国作付面積のおおむね 8 割を占めるまでの上位都道府県を対象とする調査であり、主産県調査年は、調査結果である主産県のデータに推計値である非主産県のデータを加えて全国値を公表しており、非主産県別のデータは公表されない。

図表 9 全国調査及び主産県調査の実施状況

調査区分	作物	現行								変更案						
		全国調査の周期	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
作付面積調査	野菜	3 年	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	●	○
	花き	3 年	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	●	○
	陸稲 かんしょ 飼料作物	3 年	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	●
	茶、 果樹	6 年	○	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	●
収穫量調査	野菜	6 年	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	●	○
	花き	6 年	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	●	○
	陸稲、 かんしょ 飼料作物	6 年	○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	●
	茶、 果樹	6 年	○	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	●

〔凡例〕 ●：全国調査、○：主産県調査

- b 農林水産省は、この変更に係る背景及び理由について、
- i) 調査の更なる効率化（周期が複数あることの整理の必要性）
 - ii) 利活用への配慮（6 年周期については間隔が長いと考えられること）
 - iii) 経営体の母集団情報の中核となる農林業センサスの実施周期（5 年周期）
- などを勘案し、政策部局との調整も踏まえた変更であるとしている。
- c 今回予定されている変更については、
- ① 6 年周期が 5 年周期になることについては、利活用に配慮したものであり、また、作付面積調査の全国調査が 3 年周期から 5 年周期になる作物についても、主産県調査時の全国値の推計への影響が小さいと見込まれること
 - ② 5 年周期の全国調査を作物により 2 つのグループに分け、時期をずらして実施することについては、業務負担を分散しようとするものであること
- という観点においては、おおむね適当である。
- d ただし、全国調査（5 年周期）の開始年を、令和 7 年産又は 8 年産とすることについては、本申請の立案過程において政策部局との調整を経たものであることから、現状においては、やむを得ないと判断するものの、8 年産の調査では、最新の農林業センサス（2025 年農林業センサス）による母集団情報が使える一方で、7 年産の調査では、それができないこと^{（注12）}については、

- i) 全国調査年における経営体の選定及び集計結果
- ii) 主産県調査年における全国値の推計結果

の両面で支障が生じる懸念がある旨を、後記2の「今後の課題」に掲げることとしたい。

(注12) 現時点における最新の農林業センサスは、令和7年(2025年)に実施され、その母集団情報は令和8年から使用できる。そのため、令和8年産に全国調査を行うグループは、最新の母集団情報を使用して、全国調査の標本抽出が可能になる。しかし、令和7年産(2025年産)に全国調査を行うグループは、最新の名簿が使用できないため、前回のセンサスである令和2年(2020年)の農林業センサスの情報を母集団として使わざるを得ない。そして、本申請による変更後の全国調査は、5年周期で行われることから、この関係は将来にわたって継続する。

(エ) 一部作物の調査時期の変更

- a 団体に対する大豆及び果樹の作付面積調査は、現在、収穫量調査とは別の時期に実施しているが、本申請では、**図表10**のとおり、収穫量調査の時期に一体的に実施する計画である(これに合わせて、作付面積調査票と収穫量調査票の統合も計画されている。**図表6**を参照)。

図表 10 大豆及び果樹の調査期日

作物	調査区分	調査期日	
		現行	変更案
大豆	作付面積調査	<u>9月1日</u>	<u>収穫期</u>
	収穫量調査	収穫期	
果樹	作付面積調査	<u>7月15日</u>	<u>収穫期</u>
	収穫量調査	収穫期	

- b 今回予定されている変更については、
 - ① 同じ報告者に対して別々に行われていた調査を一度にまとめて行おうとするものであり、調査票の統合もあいまって、報告負担及び事務負担の双方とも軽減されること
 - ② この変更による支障が見込まれないことについて、農林水産省において可能な範囲で確認されていることから適当である。

(オ) 一部作物の公表時期の変更

- a 本申請では、**図表11**のとおり、一部の作物の公表時期を変更する計画である。

図表 11 公表時期の変更

作物	調査区分	公表時期	
		現行	変更案
大豆	作付面積調査	<u>10月下旬(概要)、翌年2月下旬(詳細)</u>	<u>翌年5月上旬</u>
	収穫量調査	<u>翌年4月上旬</u>	
果樹	作付面積調査	<u>10月中旬(概要)、翌年3月下旬(詳細)</u>	<u>果樹ごとに11月下旬～翌年8月下旬(概要)</u> <u>翌年12月下旬(詳細)</u>
	収穫量調査	果樹ごとに11月下旬～翌年8月下旬(概要) 翌年12月下旬(詳細)	
かんしょ	作付面積調査	<u>翌年2月上旬(概要)、翌年3月下旬(詳細)</u>	<u>翌年2月上旬(概要)、翌年6月下旬(詳細)</u>
	収穫量調査	<u>翌年2月上旬(概要)、翌年6月下旬(詳細)</u>	
そば	作付面積調査	<u>翌年4月上旬</u>	<u>翌年5月上旬</u>
	収穫量調査		

さとうきび	作付面積調査	翌年6月中旬（概要）、翌年8月下旬（詳細）	翌年7月上旬（概要）、翌年8月下旬（詳細）
	収穫量調査		

b これらの変更に係る背景及び理由については、以下のとおりである。

i) 大豆、果樹

前記(エ)のとおり、作付面積調査を収穫量調査の調査時期に合わせて一体的に実施することに伴うもの（作付面積調査の実施時期の繰下げに伴うもの）。

なお、大豆の公表時期全体を翌年5月上旬に繰り下げることについては、後記iii)を参照。

ii) かんしょ

現在、作付面積調査と収穫量調査を同じ時期に実施しつつも、詳細の公表についてのみ作付面積調査を先に公表している。しかし、その取扱いを維持する必要性が乏しく、現行の取扱いが事務負担となっていることを踏まえたもの。

iii) 大豆、そば

経営体が国に対して行う経営所得安定対策の交付金^(注13)申請の際には、収穫物に係る農産物検査を終えていることが求められるが^(注14)、令和6年度から当該交付申請の締切りが1か月程度繰り下げられ、これに伴い、農産物検査の実施についても遅くなることが見込まれる。

収穫量調査において回答を求めている収穫量には、農産物検査を終えた量が含まれるため、これら一連の手続時期の変更により、調査への回答時期にも遅れが見込まれることを踏まえたもの。

iv) さとうきび

近年、収穫作業の機械化が進んでいる中、降雨の影響により、機械が耕作地に入れず、収穫期が遅くなる傾向にあり、その結果、調査への回答時期にも遅れが見込まれることを踏まえたもの。

(注13) 経営所得安定対策における畑作物の直接支払交付金。担い手農業者の農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金

(注14) 農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づき、大豆、そば等の農作物について、銘柄、品位等を検査するもの。経営安定対策の交付金申請では農産物検査で合格した数量を申請する必要があるとともに、作物統計調査では、農産物検査基準以上のものを収穫量としている。

c 今回予定されている変更については、

- ① 事務処理の効率化や、行政施策の手続きの変更に伴う調査への回答時期の変化を踏まえたものであること
- ② この変更による支障が見込まれないことについて、農林水産省において可能な範囲で確認されていることから適当である。

ウ 耕地面積調査に係る公表時期の変更

a 本申請では、図表12のとおり、耕地面積調査の詳細の公表時期について変更する計画である。

図表 12 耕地面積調査の公表時期の変更

調査区分	公表時期	
	現行	変更案
耕地面積調査	10月下旬（概要） 翌年2月下旬（詳細）	10月下旬（概要） <u>翌年9月下旬（詳細）</u>

- b この変更については、前記イ（オ）の作付面積調査の公表時期の繰下げが影響している。

耕地面積調査の詳細公表の段階では、公表事項の中に「樹園地」^(注15)が含まれており、樹園地の面積については、作付面積調査の果樹の調査結果が活用されている。

これまでは、果樹の作付面積の概要結果が、当年の10月中旬に公表されていたが、前記イ（オ）の変更により、果樹ごとに段階的に公表されることになり、最後の公表（キウイフルーツ、パインアップル）は、翌年8月下旬になる。このため、耕地面積調査の詳細を、翌年9月に繰り下げるというものである（図表13を参照）。

（注 15）畑のうち、果樹、茶等を1アール以上集団的に栽培するもの

図表13 作付面積調査（果樹）と耕地面積調査の公表時期の比較

調査区分	公表時期	
	現行	変更案
作付面積調査（果樹）＜概要＞	<u>10月中旬</u>	<u>果樹ごとに11月下旬～翌年8月下旬</u>
耕地面積調査 ＜詳細＞	<u>翌年2月下旬</u>	<u>翌年9月下旬</u>

- c 今回予定されている変更については、
- ① 前記イ（オ）の作付面積調査の公表時期の繰下げに伴い、連動して公表を繰り下げるものであること
 - ② この変更による支障が見込まれないことについて、農林水産省において可能な範囲で確認されていること
- から適当である。

2 今後の課題

（1）行政記録情報等の変化への対応〔前記1（2）ア（ア）関連〕

本調査における水稻の作付面積に係る集計・公表に当たっては、従前から、要領に基づく行政記録情報等との比較検証も行われてきたところであるが、本申請では、この行政記録情報等の活用により、実測調査による情報の収集を取りやめることが予定されている。

しかし、一般的に行政記録情報等は施策のニーズ等の変化により、内容が変わり得るものであり、統計作成への活用が将来に向けて約束されているものではない。したがって、今後、要領に基づく行政記録情報等の内容に変更が生じた場合にも、水稻の作付面積について公表を継続できるように留意する必要がある。

また、農林水産省では、農業に係る面積の把握について、従前から衛星画像等を活用した先進技術の活用についても検討が重ねられているところであるが、将来的な実現に向けて、引き続き検討することが必要である。

（２）経営体に係る標本設計の検討〔前記１（２）イ（ア）Ｂ関連〕

今回計画されている経営体の標本設計は、経営体の規模に着目しない無作為抽出である現行の方法に比べ、より実態を反映した集計が期待できるものであるが、誤差情報など、サンプルサイズを計算するための詳細な情報に基づいてなされたものではない。

については、令和７年産、８年産の調査を通じて、調査結果の精度検証を行い、今回計画されている標本設計の適切性を確認するとともに、必要に応じて、より適切な標本設計に変更することが必要である。

（３）全国調査を行う際の母集団情報の適切な利用〔前記１（２）イ（ウ）関連〕

本申請により、水稻以外の作物に係る全国調査について、最新の農林業センサスによる母集団情報が利用できる作物のグループと、前回の農林業センサスによる母集団情報を利用せざるを得ない作物のグループの二つに分かれ、その関係が将来にわたって継続することは、①全国調査年における経営体の選定及び集計結果、②主産県調査年における全国値の推計結果の両面で支障が生じる懸念がある。

については、令和７年産以降の調査結果について、母集団情報の相違による影響を検証するとともに、必要に応じて、両グループともに可能な限り最新の母集団情報が使えるよう、全国調査の実施年の調整を検討することが必要である。

作物統計調査 調査票の変更予定

※様式番号と調査票の名称の変更は赤字、変更に伴う説明は青字で記載

現 行		変更案（令和7年度の調査）		変更案（令和8年度以降の調査）	
様式番号	調査票の名称	様式番号	調査票の名称	様式番号	調査票の名称
1	面積調査 実測調査票	1	面積調査 実測調査票	1	面積調査 実測調査票
2	作付面積調査調査票（団体用） 大豆（乾燥子実）用	(削除)	(⇒大豆について、7年度から、作付面積調査と収穫量調査を一体的に実施するため、第5号に統合)		
3	作付面積調査調査票（団体用） 果樹及び茶用	2	作付面積調査調査票（団体用） 茶用 (⇒果樹について、7年度から、収穫量調査と統合した上で、品目により様式第8号、第9号を新設)	2	作付面積調査調査票（団体用） 茶用
				3	作付面積調査調査票（経営体用）茶用 (⇒茶について、8年度から、経営体に対する作付面積調査を開始するため、新設)
4	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 陸稲用	3	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 陸稲、なたね（子実用）用	4	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 陸稲、なたね（子実用）用 (⇒7年度の3番から13番まで、4番から14番に番号変更のみ)
5	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 麦類（子実用）用	4	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 麦類（子実用）用	5	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 麦類（子実用）用
6	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 飼料作物、えん麦（緑肥用）、かんしょ、そば、なたね（子実用）用	5	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 大豆（乾燥子実）、飼料作物、えん麦（緑肥用）、かんしょ、そば用 (⇒大豆について、7年度から、作付面積調査と収穫量調査を一体的に実施するため、旧第14号を吸収)	6	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 大豆（乾燥子実）、飼料作物、えん麦（緑肥用）、かんしょ、そば用
7	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） てんさい用	6	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） てんさい用	7	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） てんさい用
8	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） さとうきび用	7	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） さとうきび用	8	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） さとうきび用
		8	果樹作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） みかん・その他かんきつ類用 (⇒果樹について、7年度から、作付面積調査と収穫量調査を一体的に実施するため、旧第3号と旧第16号を統合。ただし、品目により、第8号と第9号を新設)	9	果樹作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） みかん・その他かんきつ類用
		9	果樹作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） ○○○用 (⇒果樹について、7年度から、作付面積調査と収穫量調査を一体的に実施するため、旧第3号と旧第16号を統合。ただし、品目により、第8号と第9号を新設)	10	果樹作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） ○○○用
9	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 春植えばれいしょ用	10	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 春植えばれいしょ用	11	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 春植えばれいしょ用
10	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用）	11	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用）	12	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用）
11	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 指定産地（市町村）用	12	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 指定産地（市町村）用	13	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 指定産地（市町村）用
12	花き作付面積調査・出荷量調査調査票（団体用）	13	花き作付面積調査・出荷量調査調査票（団体用）	14	花き作付面積調査・出荷量調査調査票（団体用）
13	水稻(予想)収穫量調査 水稻作況標本(基準)筆調査票		(⇒第19号に番号変更のみ)		
14	畑作物収穫量調査調査票（団体用） 大豆（乾燥子実）用		(⇒大豆について、7年度から、作付面積調査と収穫量調査を一体的に実施するため、第5号に統合)		
15	茶収穫量調査調査票（団体用）		(⇒第20号に番号変更のみ)		
16	果樹収穫量調査調査票（団体用）		(⇒果樹について、7年度から、作付面積調査と統合した上で、品目により様式第8号、第9号を新設)		
				15	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） 陸稲用 (⇒陸稲について、8年度から、経営体に対する作付面積調査を開始するため、旧第21号を吸収。また、陸稲については、「うち田」がない（畑に作付けている稲を陸稲としているため）ので単独の調査票)
17	畑作物収穫量調査調査票（経営体用） ○○○用	14	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） 小麦（子実用）、二条大麦（子実用）、六条大麦（子実用）、はだか麦（子実用）、大豆（乾燥子実）、そば用 (⇒陸稲とかんしょについては、8年度から経営体の作付面積調査を開始するため、7年度のみ第21号で調査)	16	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） 小麦（子実用）、二条大麦（子実用）、六条大麦（子実用）、はだか麦（子実用）、大豆（乾燥子実）、そば、かんしょ用 (⇒かんしょについて、8年度から、経営体に対する作付面積調査を開始するため、旧第21号を吸収)
18	飼料作物収穫量調査調査票（経営体用）		(⇒第22号に番号変更のみ)	17	飼料作物作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） (⇒飼料作物について、8年度から、経営体に対する作付面積調査を開始するため、旧第22号を吸収)
19	畑作物収穫量調査調査票（経営体用） なたね（子実用）用	15	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） なたね（子実用）用 (⇒なたねについて、7年度から、経営体に対する作付面積調査を開始)	18	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） なたね（子実用）用
20	果樹収穫量調査調査票（経営体用） ○○○用		(⇒第23号に番号変更のみ)	19	果樹作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） みかん・その他かんきつ類用 (⇒果樹について、8年度から、経営体に対する作付面積調査を開始するため、品目により旧第23号を分割)
				20	果樹作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） ○○○用 (⇒果樹について、8年度から、経営体に対する作付面積調査を開始するため、品目により旧第23号を分割)
21	野菜収穫量調査調査票（経営体用） 春植えばれいしょ用	16	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） 春植えばれいしょ用 (⇒野菜について、7年度から、経営体に対する作付面積調査を開始)	21	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） 春植えばれいしょ用
22	野菜収穫量調査調査票（経営体用）	17	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） ○○○用 (⇒野菜について、7年度から、経営体に対する作付面積調査を開始)	22	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） ○○○用
23	花き出荷量調査調査票（経営体用）	18	花き作付面積調査・出荷量調査調査票（経営体用） (⇒花きについて、7年度から、経営体に対する作付面積調査を開始)	23	花き作付面積調査・出荷量調査調査票（経営体用）
		19	水稻(予想)収穫量調査 水稻作況標本(基準)筆調査票	24	水稻(予想)収穫量調査 水稻作況標本(基準)筆調査票
		20	茶収穫量調査調査票（団体用）	25	茶収穫量調査調査票（団体用）
		21	畑作物収穫量調査調査票（経営体用） 陸稲、かんしょ用 (⇒陸稲及びかんしょについては、8年度から経営体の作付面積調査を開始するため、7年度のみ第21号で対応)		(⇒陸稲及びかんしょについて、8年度から、経営体に対する作付面積調査を開始するため、陸稲については、「うち田」がない（畑に作付けている稲を陸稲としているため）ので単独の調査票第15号として整理、かんしょについては第16号に吸収) (⇒飼料作物について、8年度から、経営体に対する作付面積調査を開始するため、第17号に吸収)
		22	飼料作物収穫量調査調査票（経営体用） (⇒飼料作物については、8年度から経営体の作付面積調査を開始するため、7年度のみ第22号で対応)		
		23	果樹収穫量調査調査票（経営体用） ○○○用 (⇒果樹については、8年度から経営体の作付面積調査を開始するため、7年度のみ第23号で対応)		(⇒果樹について、8年度から、経営体に対する作付面積調査を開始するため、品目により、第19号～第20号に吸収)

注：調査票の順番は、Ⅰ 調査の種類による区分（①面積調査のみの調査票②面積と収穫量調査の併用の調査③収穫量調査のみの調査票）の順番により整理し、同じ調査の種類間では、Ⅱ 調査先による区分（①実測による調査票②団体への調査票③経営体への調査票）の順番により整理し、同じ調査先間では、Ⅲ 作物の順番により整理されている。